



子ども・子育て支援 利用案内

【2024年10月版】



子ども・子育て支援の利用申請をされる前に必ずお読みください。

仕事などで子どもをみられない日が多い（保育の必要な事由に該当する）保護者の方

「0歳児(※)から、認定こども園や保育所を利用（入園）できます。」

保育所等の利用申し込みの手続きのほか、別冊の「認定こども園（保育所(園)）のしおり」では、入園後のことについても、重要なことをまとめています。入園後も大切に保管してください。（内容は変更される場合があります。）



令和7年度 年齢早見表（保育所(園)・認定こども園）

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児（りす組）	R 6.4.2～（※）	3歳児（赤組）	R3.4.2～R4.4.1
1歳児（ひよこ組）	R5.4.2～R 6.4.1	4歳児（黄組）	R2.4.2～R3.4.1
2歳児（桃組）	R4.4.2～R 5.4.1	5歳児（緑組）	H31.4.2～R2.4.1

(※)0歳児は、入園月の初日に生後5ヶ月を経過しているお子さんが対象です。

ふだん家において子どもと過ごす日が多い（保育の必要な事由に該当しない）保護者の方

①「0歳児から、一時預かりや子育て支援室などの子育て支援を利用できます。」

ご家庭で子育てをされている保護者の方も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「子育て支援室」などの利用案内もまとめています。

（各ページの(★)印の個所を参考にしてください。）



②「3歳児になると認定こども園や幼稚園を利用（入園）できます。」

両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯など、保育を必要とする事由に該当しない方も利用できる「認定こども園」の利用申し込みの手続きのほか、別冊の「認定こども園（保育所(園)）のしおり」では、入園後のことについても、重要なことをまとめています。



注) この利用案内では、認定こども園、保育所、幼稚園をすべて「保育所等」と表記しています。また、「入所又は入園」を単に「入園」と表記しています。

目 次

1. 「子ども・子育て支援新制度」について	3
(1) 制度のポイント	3
(2) 施設型給付の対象施設（特定教育・保育施設）	4
(3) 保育所等の利用について	5
(4) 保育所等に入園しているお子さん向けの 延長保育・一時預かりについて	7
(5) 施設利用申請の流れ	7
(6) 利用者負担（保育料）、給食費、延長保育、 一時延長保育の利用料金について	8
2. 保育所等の利用申し込みについて	10
(1) 新年度園児の募集について	10
(2) 年度途中の利用申し込みについて	10
(3) 必要書類	10
3. 保育所等の入園後の注意事項	10
4. 御浜町内の保育所・認定こども園について	11
【一日（平日）の過ごし方の例】・【ならし保育について】	
5. 地域の子育て支援	15
(1) 子育て支援室 おひさま	15
(2) 一時預かり	15
(3) ファミリーサポートセンター	16
(4) 園庭開放	17

1. 「子ども・子育て支援新制度」について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

この制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的考えのもと、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的にすすめることを目指しています。

(1) 制度のポイント

保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付として「施設型給付」が創設されました。

この制度では、施設（保育所や認定こども園等）の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

支給認定と必要量の区分の種類

年齢	認定区分	対象者	保育の必要性・▷必要量	利用可能施設等
満3歳以上	1号	教育を希望される場合	なし	幼稚園 認定こども園
	2号	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	あり ▷保育標準時間 (就労下限1ヶ月120時間以上) あり ▷保育短時間 (就労下限1ヶ月48時間以上)	保育所 認定こども園
満3歳未満	3号	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	あり ▷保育標準時間 (就労下限1ヶ月120時間以上)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
			あり ▷保育短時間 (就労下限1ヶ月48時間以上)	
	—	上記以外の場合(★)	なし(★)	一時預かり事業 などを利用(★)

※認定こども園は、同じ施設で教育・保育を受けることができる幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設、地域型保育事業は、家庭的保育事業（保育ママ）などの定員19人以下の小規模な保育事業のことです。


※幼稚園・地域型保育事業は、現時点で御浜町には設置予定はありません。

※熊野市の私立有馬幼稚園についても、認定が必要となります。申込みにあたっての詳細は有馬幼稚園にお問い合わせください。

※「保育の必要な事由」に該当する方であっても、保育認定を希望しない場合（認定こども園や幼稚園での教育を希望される場合）には、1号の認定申請をすることができます。

(2) 施設型給付の対象施設（特定教育・保育施設）

教育と保育を一体的に行う施設



認定こども園

6 か月～5 さい

※阿田和保育園は
1さい～5さい



●幼稚園と保育所の機能と特徴を併せ持つ施設です。

利用施設 認定こども園志原保育所、認定こども園阿田和保育園

利用時間 認定区分などによって異なります。（最長 7:30～18:30）

利用できる保護者 3歳以上は、制限なし（1号、2号認定）
3歳未満は、共働き世帯など、家庭で保育できない保護者（3号認定）

●地域における子育て支援も行っています。

(★) **地域の子育て支援** 園庭開放、子育て相談

(★) **利用できる保護者** ご家庭で育児されている方

就労や疾病等により家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設



保育所

※施設によって利用
年齢は異なります。

利用施設 現在、町内の保育所は休所中です。ただし、町外の保育所を利用することはできます。

利用時間 登所・降所時間は各保育所で異なります。

利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育できない保護者
(2号、3号認定)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設



幼稚園

3～5 さい

利用施設 町内にはありません。※私立有馬幼稚園は利用可能です。

利用時間 昼過ぎ頃までの教育時間のほか、延長保育も実施。

利用できる保護者 制限なし



※給付の対象としては、この他に小人数の子どもを保育する地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）が創設されていますが、今のところ御浜町に利用可能な事業はありません。

(3) 保育所等の利用について

保育所等での保育を希望する場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている方、ひとり親家庭の場合は児童を監護している母又は父）が「保育の必要な事由」に該当する必要があります。集団生活に慣れさせたい等は理由になりません。

保育の支給認定にあたっては、「保育標準時間」と「保育短時間」という「保育の必要量」の認定も併せて行われます。なお、認定区分や保育の必要量の区分ごとに異なった利用時間・利用者負担額（保育料等）が設定されます。

○「保育を必要とする事由」と▷「必要量」

□1 就労（保護者の就労の下限：1か月当たり48時間以上）

▷保育標準時間認定 又は 短時間認定

就労を開始する月（育休から復職する月）の前月から利用できます。（※1）

□2 妊娠・出産（出産の前後であること）

▷保育標準時間認定

産前6週間前の日の属する月から

産後8週間を経過する日の翌日の属する月まで利用できます。（※1）

□3 保護者の疾病・障がい

▷保育標準時間認定

□4 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

▷保育標準時間認定 又は 短時間認定

□5 災害復旧

▷保育標準時間認定

□6 求職活動（起業準備含む）

▷保育短時間認定

最長で認定開始から90日を経過する日の月末までの利用となります。

□7 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）

▷保育標準時間認定 又は 短時間認定

□8 虐待やDVのおそれがあること

▷保育標準時間認定

□9 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

▷保育短時間認定

□10 その他（上記に類する状態として、町が認める場合（以下のとおり））

○小学校就学前の子どもが2人以上いる世帯であって、保護者が最年少の子どもを家庭で育児している場合に兄弟の保育が必要であること（※1）

▷保育短時間認定

○その他町が認める場合

▷保育標準時間認定 又は 短時間認定

（※1）保育所等の定員等の状況によりご希望に添えない（利用できない）場合があります。

○「保育の必要量」

- ・「保育標準時間」とは…フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間）

両親いずれもが1ヶ月 120 時間以上就労している場合等に利用できる保育利用時間です。

（例）1 日 6 時間×週 5 日×4 週間＝120 時間

※保育標準時間の認定を受けることができる方は、希望により保育短時間認定を受けることも可能です。

- ・「保育短時間」とは…パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

両親いずれもが1ヶ月 48 時間以上 120 時間未満就労している場合等に利用できる保育利用時間です。

（例）1 日 4 時間×週 3 日×4 週間＝48 時間

●利用のイメージ（認定こども園志原保育所・認定こども園阿田和保育園）

（平日）

7:30←	開園時間	→18:30
-------	------	--------

1号認定（教育標準時間）

←一時預かり→	8:30	6 時間半利用	15:00	←一時預かり→
---------	------	---------	-------	---------

6時間半を超えての利用は、保育料とは別に利用料金（時間料金制）が発生します。

2・3号認定（保育短時間）☆

←早朝保育→	8:30	8 時間利用	16:30	←延長保育→
--------	------	--------	-------	--------

8時間を超えての利用は、保育料とは別に利用料金（時間料金制）又は（月額制）が発生します。

2・3号認定（保育標準時間）

7:30	11 時間利用	18:30
------	---------	-------

原則として、保育料の範囲で、11時間の利用が可能です。

※土曜日の保育時間は、平日の保育時間と異なりますので、事前にご確認ください。

※祝休日、年末年始、年度末などの休所日も事前にご確認ください。

(4) 保育所等に入園しているお子さん向けの延長保育・一時預かりについて

1号又は2号・3号の保育短時間の支給認定を受けている方で、延長保育（早朝及び夕方）又は一時預かりを希望される場合は、所定の申請書を別途提出して頂く必要があります。（定員等により利用制限があります。）

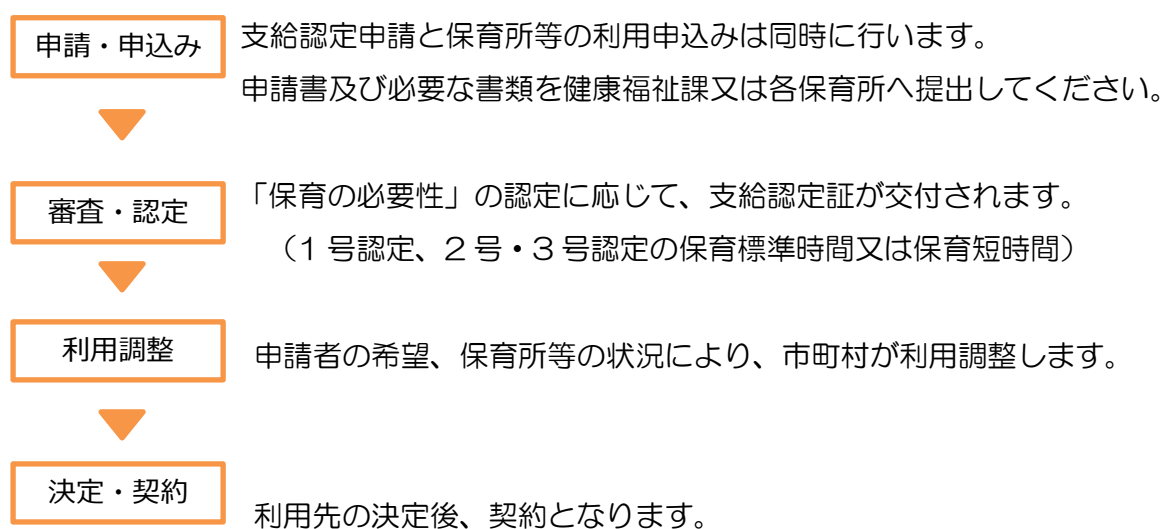
○2号・3号の保育短時間の方で以下の対象要件に該当する方は、月単位（月額料金制）で早朝又は夕方の延長保育を利用できます。（保育料のほかに利用料金（月額）が発生します。利用区分は、①月～金（朝）・②月～金（夕）など9種類です。）

（対象要件）早朝・延長保育の時間帯に普段から就労や通勤している場合など、8時30分以前に登所または16時30分（土曜日は12時30分）までにお迎えに来ることができないことを常態としている家庭のお子さんが対象です。

○その他の2号・3号の保育短時間認定の方又は1号認定の方で、臨時的な理由により8時30分以前に登所または16時30分（1号認定は15時、土曜日は12時30分）までにお迎えに来ることができない場合、一日単位（時間料金制）で、早朝又は延長保育の開所時間帯の保育を利用できます。（保育料のほかに利用料金が発生します。）

○【重要】例えば、前ページの「利用のイメージ」の「2・3号認定（保育短時間）」（「☆」印参照）では、午前8時30分までにお子さんをお預かりした場合と午後4時30分以降にお子さんを迎えに来られた場合に利用料金が発生することになります。利用されない方は、必ず、午前8時30分以降に登園、または、午後4時30分までにお子さんを迎えに来てください。

(5) 保育所等を利用するにあたっての手続きの流れ



※認定証が交付されても、必ずしもご希望の保育所等が利用できるわけではありません。
※町外の施設を利用される場合は、手続きの流れが異なる場合があります。

(6) 利用者負担（保育料）・早朝保育・延長保育・一時預かりの利用料金について

※保育料等については、随時見直しを行っておりますので変更する場合があります。

①利用者負担（保育料）（令和6年10月現在）

1号認定（満3歳以上・教育標準時間認定）および2号認定（満3歳以上・保育認定）にかかる利用者負担（保育料）は無料です。

3号認定（満3歳未満・保育認定）にかかる利用者負担（保育料）は下表のとおりです。

ただし、町独自の子育て支援事業として、利用者負担額（保育料）が生じる場合（世帯の階層区分がC1以降）においても、保育料を無料としています。（※「③延長保育」及び「④一時延長保育」については無料ではありません。）

世帯の階層区分		推定年収 (世帯)	利用者負担額（月額）	
			保育短時間	保育標準時間
A	生活保護世帯	-	0円	0円
B1	市町村民税非課税	※1 ~260万円	0円	0円
B2			※2 0円	0円
C1	市町村民税所得割 非課税(均等割のみ)	※1 ~330万円	6,000円	6,500円
C2			※2 13,000円	14,000円
C3	48,600円未満	※1 ~330万円	8,750円	9,000円
C4			※2 17,500円	19,000円
D1a1	48,600円以上	※1 ~470万円	9,000円	9,000円
D1a2			57,700円未満 ※2 21,000円	22,500円
D1b1	57,700円以上	※1 ~470万円	9,000円	9,000円
D1b2			64,700円未満 ※2 21,000円	22,500円
D2a1	64,700円以上	※1 ~470万円	9,000円	9,000円
D2a2			77,100円未満 ※2 24,000円	26,000円
D2b	80,800円未満		24,000円	26,000円
D3	97,000円未満		27,000円	29,500円
E1	121,000円未満	※1 ~640万円	30,500円	33,000円
E2	145,000円未満		34,000円	36,500円
E3	169,000円未満		37,000円	40,000円
F	301,000円未満	~930万円	37,000円	40,000円
G	397,000円未満	~1,130万円	37,000円	40,000円
H	397,000円以上	1,130万円~	37,000円	40,000円

○利用者負担（保育料）の算定基準は、市町村民税額です。

○課税額は、住宅借入金控除、配当控除等による税額控除（調整控除を除く。）を適用する前の額です。

○推定年収は、夫婦(妻はパートタイム労働程度(所得税が非課税となる程度))と子ども2人の世帯の大まかな目安です。

○「※1」はひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯等、「※2」は「※1」以外の世帯です。

○この表において「ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯等」とは、以下の世帯をいいます。

①ひとり親世帯

②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯

③特別児童扶養手当の支給を受けている方がいる世帯

④国民年金の障害基礎年金等を受給している方がいる世帯

⑤保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

- 階層区分 D1a2 以下（色塗り部分）の場合は、子どもの年齢に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。（階層区分 D2a2 以下のひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯等の場合は、2人目以降から無料となります。）
- 階層区分 D1b1～Hの場合は、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- 満3歳を迎えると3号認定から2号認定への切り替えが行われますが、満3歳を迎えた年度中は、引き続き3号認定の利用者負担額を適用します。
- 利用者負担の切り替え時期は、9月です。（8月以前は前年度で算定、9月以降は当年度分で算定。）

②給食費

1号認定（満3歳以上・教育標準時間認定）および2号認定（満3歳以上・保育認定）にかかる副食費（おかず・おやつ代）は無料です。主食費はごはんを持参していただきます。

3号認定（満3歳未満・保育認定）にかかる給食費は、利用者負担（保育料）に含まれます。

※満3歳を迎えると3号認定から2号認定への切り替えが行われますが、満3歳を迎えた年度中は、引き続き3号認定の扱いとなります。

③延長保育（月単位）の保育時間による区分及び延長保育料（令和6年10月現在）

区分	保育時間	延長保育料(月額)
①月～金(朝)	月曜日から金曜日までの朝、及び土曜日の朝（保育所の長がやむを得ない理由があると認める場合に限る。）	1,200円
②月～金(夕)	月曜日から金曜日までの夕、及び土曜日の午後（保育所の長がやむを得ない理由があると認める場合に限る。）	2,400円
③月～金(朝と夕)	月曜日から金曜日までの朝及び夕、並びに土曜日の朝及び午後（保育所の長がやむを得ない理由があると認める場合に限る。）	3,600円
④月～金(朝)・土(午後)	月曜日から金曜日までの朝及び土曜日の午後、並びに土曜日の朝（保育所の長がやむを得ない理由があると認める場合に限る。）	2,400円
⑤月～土(朝)	月曜日から土曜日までの朝	1,200円
⑥月～土(朝)・土(午後)	月曜日から土曜日までの朝、及び土曜日の午後	2,400円
⑦月～金(夕)・土(午後)	月曜日から金曜日までの夕、及び土曜日の午後	2,400円
⑧月～金(朝と夕)・土(朝と午後)	月曜日から金曜日までの朝及び夕、並びに土曜日の朝及び午後	3,600円
⑨土(午後)	土曜日の午後	1,200円

- この表において、「朝」とは、午前7時30分から午前8時30までをいい、「夕」とは、午後4時30分から午後6時30分までをいい、「午後」とは、午後0時30分から午後5時30分までをいいます。

④一時延長保育（一日単位）の延長保育料等（令和6年10月現在）

一時延長保育（2号・3号保育認定） 1時間 500円

一時預かり（1号認定） 1時間 500円

※最初の1時間まで500円、その後1時間を超えるごとに500円の利用料金が発生します。

2. 保育所等の利用申し込みについて

保育所等の利用申込書の配布及び受け付け等については、以下のとおり実施します。

保育所等の特定教育・保育施設の利用については、支給認定を受けられず利用できない場合、利用施設・利用時間・利用期間についてのご希望に添えない場合等がありますので、あらかじめご承知ください。

(1) 新年度入園希望の一斉受付

前年度の秋（11月）ごろ、新年度入園希望の一斉受付を実施します。

必ずご案内する受付期間内にお申し込みください。

受付期間などの詳細については、広報、町ホームページや防災行政無線でご案内しますので、そちらをご覧ください。（保育所へすでに入園しているお子さんについては、入園されている保育所（園）を通じてご案内します。）

(2) 年度途中の入園受付

申し込みは、入園を希望する月（4月入園を除く。）の3か月前から受け付けます。

入園を希望する月の前月の10日（休日の場合は、その前日）までに申し込んでください。

- ・申し込みの予約はできません。申込書の受け付け順が基本です。
- ・年度途中での受入可能な定員を超える入園申し込みは、原則認めていません。

(3) 必要書類

施設型給付費等教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書

（児童1名につき1枚必要）

※マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。また、申請書提出時は、保護者と入所児童の個人番号カードまたは通知カードおよび、本人確認のため保護者の身分証明書（運転免許証等）が必要です。

その他の必要書類については、別紙「提出書類チェックリスト」をご覧ください。

※町が必要と認める書類が提出されない場合は、受付できかねますのでご了承下さい。

3. 保育所等の入園後の注意事項

【申請内容に変更等が生じた場合】

支給認定申請後または入園後に、住所や氏名の変更をはじめ、申請時と状況が変わった場合は届出が必要です。保育所または健康福祉課に速やかに届出をしてください。

なお、次の場合は、支給認定の変更申請が必要です。

- ・保護者の就労状況の変化等により保育の必要量を変更する必要があるとき。
- ・保護者変更の場合などに伴い利用者負担額を変更する必要があるとき。
- ・支給認定の有効期間が終了したとき。（3号認定の場合で満3歳を迎えたとき等を除く）

【退所（園）について】

支給認定が取り消されたとき、その他保育を行うことが不相当と認めるときは、利用施設を退所して頂くこととなります。

なお、保育の利用をやめるときは、保育所利用辞退・終了届出書を提出して下さい。また、支給認定が取り消された場合や保育の提供の継続について重大な支障や困難が生じたとき（特別な理由なく月に1日も利用しなかった場合等）は、原則として保育の提供を終了します。

4. 御浜町内の保育所・認定こども園について

御浜町内保育所(園)・認定こども園一覧

※全て町立の施設です。

項目		認定こども園 志原保育所	認定こども園 阿田和保育園	市木・神木・ 尾呂志保育所
0歳児 3号(保育)認定		○ ※生後6ヶ月から	×	休 所 中
1・2歳児 3号(保育)認定		○	○	
3～5歳児 2号(保育)認定		○	○	
3～5歳児 1号認定		○	○	
月 々 金	2・3号 保育標準時間利用	7:30～18:30	7:30～18:30	
	2・3号 保育短時間利用	8:30～16:30	8:30～16:30	
	1号 教育標準時間利用	8:30～15:00	8:30～15:00	
土	2・3号 保育標準時間利用	7:30～17:30	7:30～17:30	
	2・3号 保育短時間利用	8:30～12:30	8:30～12:30	
	1号 教育標準時間利用	8:30～12:30	8:30～12:30	
利用定員合計(予定)		120人	110人	
(利用定員の内訳)				
1号-満3歳以上		21人	20人	
2号-満3歳以上		60人	60人	
3号-満1歳以上3歳未満		30人	30人	
3号-満1歳未満		9人	—	

*0歳児保育の生後6ヶ月とは、入園月の1日に生後5ヶ月を経過している幼児です。(4月入園の場合は、前年の4月2日から前年の11月1日までの間に生まれたお子さんです。)

*日曜日、祝休日、年末年始(12月29日～1月3日)は、お休みです。

*1号教育標準時間を利用される場合は、夏休み(8月12日～8月17日)があります。

*定員については、応募人数の状況により変更する場合があります。

*各保育所(園)への入園については、応募状況によって利用調整をさせて頂く場合があります。

*神木・尾呂志地区(中立・西原地区除く)の方で志原保育所を希望する児童(2歳児以上)は、園児送迎バスを利用できます。

*阿田和小学校のスクールバスを利用できるのは、阿田和保育園の児童(中立、西原、柿原、引作地区に居住する3歳児以上)のみです。

(認定こども園 志原保育所)

受入れ年齢 : 6か月～5歳児

対象認定 : 1号認定 (教育標準時間)

2・3号認定 (保育標準時間又は保育短時間)

利用定員 :
(予定)

	6か月～	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2・3号認定	9名	30名		60名			99名
1号認定	—	—		21名			21名

(認定こども園 阿田和保育園)

受入れ年齢 : 1歳児～5歳児

対象認定 : 1号認定 (教育標準時間)

2・3号認定 (保育標準時間又は保育短時間)

利用定員 :
(予定)

	6か月～	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2・3号認定	—	30名		60名			90名
1号認定	—	—		20名			20名

(平日)

1号認定 (教育標準時間)

←一時預かり→	8:30	15:00	←	一時預かり	→
---------	------	-------	---	-------	---

2・3号認定 (保育短時間)

← 早朝保育 →	8:30	16:30	← 延長保育 →
----------	------	-------	----------

2・3号認定 (保育標準時間)

7:30	18:30
------	-------

(土曜日)

1号認定 (教育標準時間)

←一時預かり→	8:30	12:30	←	一時預かり	→
---------	------	-------	---	-------	---

2・3号認定 (保育短時間)

← 早朝保育 →	8:30	12:30	← 延長保育 →
----------	------	-------	----------

2・3号認定 (保育標準時間)

7:30	17:30
------	-------

【一日（平日）の過ごし方の例】

7:30 早朝保育



8:30 順次登所(園) (早朝保育を利用されない園児)

注: 8:30以降に



9:00 通常保育開始

視診・問診・自由遊び

朝の会(うた・出欠)・お片付け

おやつ(0・1・2歳児)

設定(カリキュラム)保育

戸外遊び・室内遊び・お片付け



11:30 お昼ごはん

お昼寝準備 絵本・紙芝居

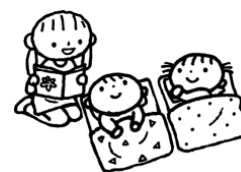


13:00 お昼寝(午睡)

14:30 お目覚め

順次降所(園): (1号(教育標準時間)認定の3~5歳児)

注: 15:00までに



15:00 おやつ

室内遊び

お帰り支度

視診

お帰りの会(うた・手遊び)

順次降所(園): (2・3号(保育短時間)認定の0~5歳児)

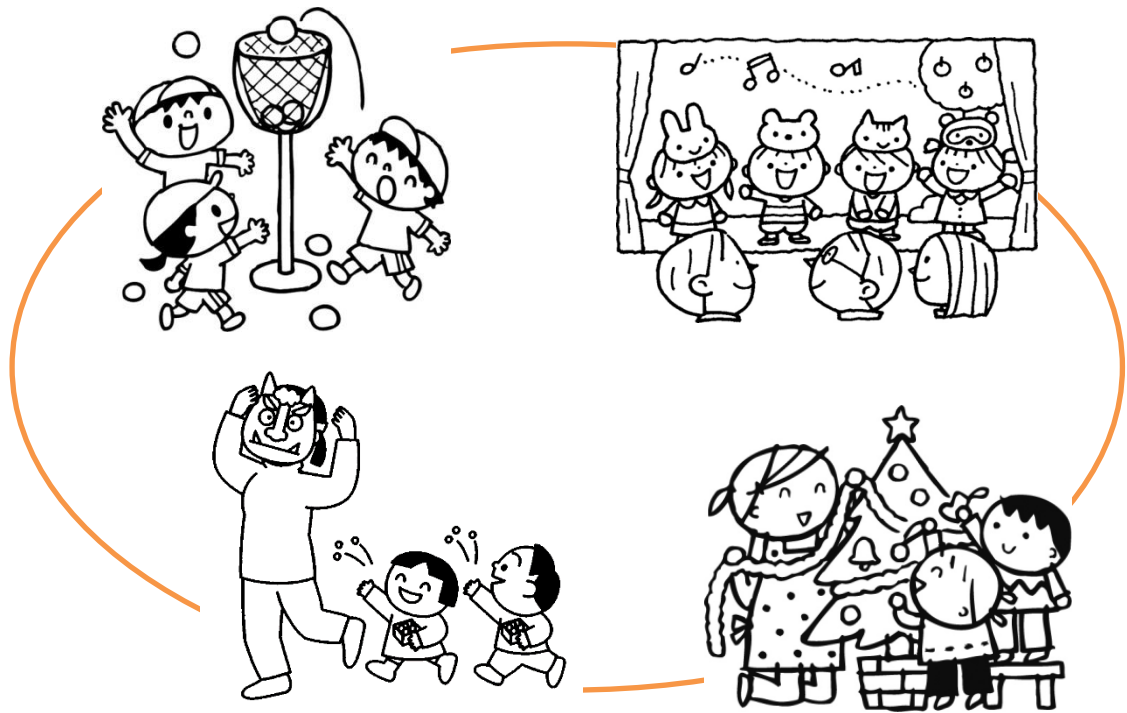
注: 16:30までに



16:30 延長保育開始



18:30 閉所(園)



【ならし保育について】



保育所では0～2歳児の新入園児に対し、「ならし保育」を行っています。
お子さんが新しい生活に慣れるために入園式後の1週間程度は、お昼までとなります。
なお、年度途中で入所(園)するお子さんも、集団保育に慣れてもらうために同様の「ならし保育」を行っていますが、やむを得ない事情がある場合などにご相談ください。

5. 地域の子育て支援(★)

(1) 子育て支援室 おひさま(志原保育所の東側にあります)(★)

子育て支援室は、地域の子育て支援拠点として、保育所等に入園前の0歳からの子どもと保護者の方に自由な遊びの場・親子の交流の場を提供しています。初めての方もお気軽にお越しください。

また、保育士が常駐しており、子育て相談も行っています。(電話相談にも対応します)。

- 利用時間：月曜日～金曜日の午前9時～12時までと午後1時30分～3時30分まで
- 事前の申し込みなどは不要です。
- 赤ちゃんから保育所未就園児までのお子さんとその保護者にご利用いただけます。
- 毎週水曜日は、9時～11時30分まで志原保育所の園庭でも遊べます。
- 定期的な催しや季節に合わせた色々な催しも行っています。

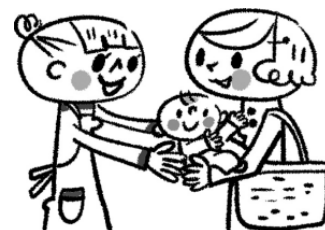
(2) 一時預かり(★)

子育て支援室では、保育所等を利用(入園)していないお子さんを対象とした「一時預かり」をご利用いただけます。

「用事を済ませたい、少しでもリフレッシュしたい、急に仕事が入った・・・」など、子育て中には誰かの手を借りて子どもを見てもらうことが必要なときがあります。そんなとき、理由を問わずお子さんをお預かりします。

- 利用時間：月～金曜日の午前8時30分～午後4時30分まで
- 対象年齢：6ヶ月～概ね3歳未満(この他の年齢の方はご相談ください。)
- 定員：一日3名まで先着順で受け付け
- 利用料金(日額)：一時間あたり500円(一時間を超えるごとに500円を加算)
- 1時間単位の利用ができます。
- 昼食やおやつなどの提供はありません(お弁当などをご持参ください。)
- 事前に登録、予約が必要です。下記【子育て支援室】へご連絡ください。
 - ・登録時は**お子さんの健康保険証の写し**を用意してください。

【子育て支援室 おひさま】 御浜町大字志原 1877 番地 20
電話(FAX) 05979-2-0336



(3) ファミリーサポートセンター(★)

子育て支援室内に「ファミリーサポートセンター」を設置しています。子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人(サポート会員)を紹介し、地域で子育てをサポートしていく会員組織です。お気軽にご利用ください。

サポートできる内容

- ・ 保育所、小学校、学童保育、習い事への送迎、その前後に子どもを預かること
 - ・ 保育所等が休みの場合の預かり、兄弟姉妹の学校行事への参加時の預かり
 - ・ 保護者のリフレッシュ、社会参加時の預かり、買い物等外出の場合の預かり など
- 利用時間：原則午前6時00分～午後10時00分まで
 - 対象年齢：概ね6ヶ月～小学校6年生以下のお子さんがいる方
 - 利用料金：一時間当たり500円(午前6時00分～9時00分、午後5時00分～10時00分は一時間当たり600円)
 - 予約受付：月曜日～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分
 - 事前に会員登録が必要です。

【ファミリーサポートセンター】 御浜町大字志原 1877 番地 20 (子育て支援室内)
電話 (FAX) 05979-2-0336

一時預かり、ファミリーサポートセンター等利用料の無償化について

定員超過等により保育所(園)や認定こども園を利用できない方で、一時預かり、ファミリーサポートセンター、および認可外保育施設等を利用される方は、「保育の必要性の認定」を受けることで利用料が無料となります。

「保育の必要性の認定」を受けるには、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている方、ひとり親家庭の場合は児童を監護している母又は父)が、5ページに記載している「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

認定の申請は、健康福祉課子ども家庭室で受け付けています。

【無償化の対象と上限額】

認定区分	対象となる子ども	無償化の上限額
新2号	3～5歳児クラスの子ども	月額 37,000 円まで
新3号	0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども	月額 42,000 円まで

(4) 園庭開放(阿田和保育園・志原保育所)(★)

ご家庭で子育てをされている保護者とそのお子さんを対象に、遊び場の確保などのために園庭を開放しています。

同時に子育て相談も行っていますので、お気軽にご相談ください。

●利用時間：5月から3月までの毎週水曜日、午前9時から午前11時30分までです。
ただし、開放日が祝日と重なった時や、雨天によりグラウンド状態の悪い時、保育所(園)での行事が重なった時などは除きます。

●保育所(園)へ遊びに来た時は、次のことを守ってください。

- ① 子どもは、必ず保護者同伴で来ること。
- ② 保育所(園)についたら、すぐに所(園)長または代理の者に声を掛けてください。
- ③ 保育所(園)内では、子どもに十分注意して遊ばせ、万一事故が起きた時は、保護者が責任を持つことにご承諾ください。
- ④ 保育所(園)内では、一切飲食はさせないでください。(水分補給は可)
- ⑤ 遊び場は、園庭のみとしてください。
- ⑥ 保育園児と同じ場所で遊ぶので、園児の活動によるトラブル(衝突・追突・ボール投げ等)には十分気をつけてください。

生年月日別利用期間早見表

生年月日	卒園予定年月
R6.4.2~R7.4.1	R13. 3
R5.4.2~R6.4.1	R12. 3
R4.4.2~R5.4.1	R11. 3
R3.4.2~R4.4.1	R10. 3
R2.4.2~R3.4.1	R9. 3
H31.4.2~R2.4.1	R8. 3

× 毛

子ども・子育て支援 利用案内
【2024年10月版】

御浜町役場健康福祉課子ども家庭室 TEL05979-3-0508 FAX05979-2-3502

ホームページ <https://www.town.mihama.mie.jp/>

認定こども園阿田和保育園 TEL05979-2-2071

認定こども園志原保育所 TEL05979-2-0058

子育て支援室おひさま TEL05979-2-0336